

第45回北広島ふるさと祭り出店応募条件

1. 出店資格

出店を申込みできる者は次の条件を全て満たす者とする。

- ① 令和8年4月1日時点で北海道きたひろ観光協会会員であるか市内で活動している団体・個人、市内の店舗で営業している者。
- ② 申込者（申込者が事業所の場合は、その代表者及び責任者）及び出店従事者が「北広島市暴力団の排除の推進に関する条例」に規定する、暴力団員ではなく、また、同条例に規定する暴力団との関与がないこと。
- ③ 出店募集要項、出店応募条件、出店の決まり及び実行委員会の指示に従うこと。

2. 出店申込み及び出店資格の審査

申込のあった出店希望者については、実行委員会及び厚別警察署による名簿審査を行い、条件を満たさない事実が判明した場合は、直ちに出品資格を停止する。また、過去に出品応募条件等に関する行為を行ったことがある者は出品資格を停止する。

3. 出店条件

出店するための条件は以下のとおりとする。これらに従わない場合、出品資格を停止し、準備期間中も含め当日の営業中であっても直ちに撤去させる。このことで出店者に損害が生じても実行委員会としては一切責任を負わない。

- ・ 二日間とも出店すること。
- ・ 出店確定後1週間以内に出店料を支払うこと。
- ・ 必要に応じて千歳保健所への営業許可申請をすること。
- ・ 「出店のきまり」にある出店時間、搬入、搬出の日時は厳守すること。
- ・ 実行委員会で指定した出店区画以外での営業行為を行わないこと。
- ・ 市民交流広場については、子どもを対象とした縁日及び飲食物を対象とする。
- ・ 「又貸し」「切り売り」等により、出店区画に申込者以外の者が出店しないこと。
- ・ 出店に必要な資材（テーブル、イス、照明等）は各自で用意すること。
- ・ 電球ソケットを希望した場合、電球は各自で用意すること。（E26口金用電球ソケット2口）
- ・ 電気の使用については、市役所駐車場テント出店者1店舗1000W（2口コンセント）、市民交流広場テント出店者1店舗1台発電機（2.4kVA、15A×2口、30A×1口）を主催者で用意する。それを超えると見込まれる場合は、出店者各自において発電機等の用意をすること。使用量を超えるブレーカーの作動についての苦情等については、実行委員会では一切受け付けない。
- ・ 市役所駐車場における電気の使用については、各エリア1か所にコンセントを集約する。市役所駐車場テント出店者は、各自テントへ引き込むためのコードリール等を用意すること。
- ・ 出店者テント内は必ずシート等を敷くなど、事前に養生措置を行うこと。（テントをレンタルする場合も同じ）
- ・ 火器を扱う店舗は必ず店内に消火器（未使用かつ使用期限内）を配置すること。

- 酒類の販売について、年齢確認を行い、未成年には絶対に販売しないこと。
- 自店及び店の周りの清掃はもちろん、ゴミについては確実に持ち帰ること。
- 車両の通行や搬入については実行委員会の指示に従うこと。
- 各店舗における商品等の盗難、破損、及び出店資格の停止、悪天候等による出店中止等による損害賠償等について実行委員会は一切の責任を負わない。
- 酒類販売に係るビールの販売価格については、祭り実行委員会で設定した統一価格にて販売すること。
- 1店舗につき1住所1メールアドレスで応募すること。かつ北海道きたひろ観光協会（メールアドレス：mail@kitahiro.org）からのメールが受信可能であること。
- 雨天、地震、近隣での熊出没等による不測の事態で祭りが1日または2日とも中止となった場合であっても、出店料の返金がないことに了承すること。

第45回北広島ふるさと祭り出店のきまり

1. 出店申込者及び従事者について

祭り実行委員会では名義貸しを排除するため、出店申込者本人（責任者）及び従事者が店内にいるか確認しますので、顔写真が確認できる証明書を必ずテント内の見やすい場所に掲示してください。

責任者は常時、店内にいるようにしてください。また、北海道街商組合に所属している方は併せて組合員証を必ずテント内の見やすい場所に掲示してください。

2. 出店場所について

- ① 出店場所については区割りをして設営いたします。実行委員会の指示に従ってください。
- ② 店舗の設営及び物品の搬入は、設営時間内であれば会場内に車両を乗り入れての準備を行うことができますが、混雑が予想されますので通行や駐停車の際にはお互いに譲り合い、歩行者等には十分注意を払い、くれぐれも事故が起きないように配慮してください。
- ③ テントは、実行委員会で設置・撤去いたします。テントの外にはベンチ、テーブル等の設営はできません。

※イベントステージ設置場所への駐停車はご遠慮ください。駐停車されている場合は実行委員及び警備員の指示で移動をお願いします。

3. 車両について

- ① 会場内は交通規制がかかります。会場内を通行の際は実行委員及び警備員の指示に必ず従ってください
- ② 出店者用駐車場に駐車できるのは、1店舗につき1台の「駐車許可証」がある車のみとなりますので、それ以外は一般有料駐車場に駐車してください。

また、出店者用駐車場は、東部小学校グラウンド「ふるさと祭り臨時駐車場」です。出店者用駐車場では必ず「駐車許可証」を車両フロントの見やすいところに掲示してください。なお、駐車の際には警備員の指示に従ってください。

4. 設営・出店・撤去等時間について

① 出店準備日時

- ・ 8月1日（土）※エリアは出店確定後メールにてご連絡いたします。

北広島市役所駐車場

エリアA 7時50分以降 8時40分まで

エリアB 8時50分以降 9時40分まで

エリアC 9時50分以降

市民交流広場

エリアA 7時50分以降 8時40分まで

エリアB 8時50分以降 9時40分まで

エリアC 9時50分以降

- ・ 8月2日（日）

全エリア 9時00分以降 10時30分まで

- ② 電気の使用について、市役所駐車場テント出店者については、1店舗当たり計1000Wまでを配線（コンセント2口、希望者には電球ソケット2口）いたしますが、照明器具類等は各自で用意願います。1000Wを超える電力を消費する場合には、各自で発電機を用意してください。コンセントにつきましては、各エリア1か所に集約いたしますので、出店者ご自身でコードリール等によりテントまで引き込んでいただく形となります。なお、コードリール等は各出店者でご用意ください。

市民交流広場テント出店者については、1店舗1台発電機（2.4kVA、15A×2口、30A×1口）、希望者には電球ソケット2口をご用意いたします。照明器具類等は各自で用意願います。

閉店後の通電はいたしません。また、使用量を超えるブレーカーの作動についての苦情等については、実行委員会では一切受け付けませんが、不具合がある場合は速やかに本部まで申し出てください。

5. 清掃及びごみの処理について

- ① 給排水について、市庁舎別館横に給排水場所を設けますのでご利用ください。また、排水口には、生ごみ等は絶対に流さないでください。
- ② 店舗から出るゴミは全て出店者の責任でお持ち帰りいただきます。ゴミを持ち帰らずに不法投棄した場合などは、翌日の出店や翌年度以降の出店をお断りさせていただきますのでご注意ください。

お客様から預かったごみは、集積所で分別して排出できます。集積所は、8月1日（土）は午後9時、2日（日）は午後7時で閉鎖します。

- ③ 店舗の撤収、清掃及び後片付けは両日お祭り終了後速やかに行い、8月1日（土）は午後9時30分、2日（日）は午後7時30分までに終了させてください。

また、移動販売車の撤収や出店者撤収用車両の進入誘導を行いますので、本部の誘導指示に従ってください。

混雑が予想されますので通行や駐停車の際にはお互いに譲り合い、歩行者等には十分注意を払い、くれぐれも事故が起きないように配慮してください。

- ④ 市役所駐車場が出店場所であるため、特に飲食を扱う場合には、路面に付着した食品の油汚れや炭の汚れなどが付かないように注意し、汚した場合は原状復帰してください。

出店者はテント内に必ずシート等を敷くなど、事前に養生措置をしてください。出店者が路面を汚したり、雨水桝に残飯等を流したりした場合は、清掃費用を請求させていただきます。また翌年度以降の出店はお断りさせていただきます。

6. 火災等の防止措置について

- ① 各自で発電機を用意する場合、下記の点などに注意して取り扱うこと。注油する際は、予め圧力調整弁の操作など容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱ってください。

- ・ ガソリンなどの危険物を取り扱う場所においては、みだりに火器を使用しないでください。
- ・ 常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空き箱その他不要な物品を置かないようにしてください。
- ・ 危険物を取り扱う場合においては、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置を講じるようにしてください。
- ・ ガソリンはポリタンクではなくホームセンターなどで販売されている金属の携行缶（消防法令に適合した認定品）で保管してください。
- ・ ガソリンの入った携行缶は直射日光が当たらないよう涼しい場所で保管してください。
- ・ 火気を取り扱う場合は、周囲への耐熱・不燃対策を十分に施してください。

7. 食中毒の防止及び衛生保持について

食中毒などの事故が発生した場合は大変な事態になりますので、保健所の指示を守り、くれぐれも事故が起きないように料飲食の取り扱いには十分注意を払ってください。

8. 保健所の営業許可について

- ① 食品衛生法に基づく営業申請は、出店者自身で行ってください。

- ・ 申請先 北海道立千歳保健所生活衛生課食品保健係
 - ・ 住所 千歳市東雲町4丁目2番地
 - ・ 電話 0123-23-3175
- ② 臨時営業許可取得後、許可証写しを7月17日（金）までに北海道きたひろ観光協会へメールにて提出してください。
 - ③ 保健所からの許可品目以外の販売はできません。
 - ④ 営業許可証は必ずテント内の見やすい場所に掲示してください。
 - ⑤ 5年の臨時営業許可を有している場合は、申請の際に許可証写しを提出してください。

9. その他

- ① 雨天、地震、近隣での熊出没等による不測の事態で祭りが1日または2日とも中止となった場合であっても、出店料の返金はいたしません。
- ② 未成年者への酒類の販売には、特に注意してください。
- ③ 会場周辺店舗等の駐車場への駐車はできません。
- ④ ふるさと祭り会場は全面禁煙です。（店舗テント内含め）

北広島祭り実行委員会事務局
一般社団法人北海道きたひろ観光協会
TEL : 011-376-8880
E-mail : mail@kitahiro.org